

原爆症認定申請却下処分取消請求事件について

事案の概要

今回、次の３つの事件で弁論が行われます。

平成３０年(行)第１９１号

被上告人は、下記被爆者援護法に規定する被爆者（以下同じ。）である。被上告人は、原子爆弾の放射線に起因する白内障（放射線白内障）に罹患し、カリーユニ点眼液の処方に伴う経過観察を受けていた。そこで、同法１０条１項にいう「現に医療を要する状態にある」（要医療性の要件を満たす）として、同法１１条１項に基づく認定（原爆症認定）の申請をしたが、これを却下されたため、その取消し等を求めている。

平成３０年(行)第２１５号

被上告人は、被爆者である。被上告人は、原子爆弾の放射線に起因する慢性甲状腺炎に罹患し、投薬治療等を伴わないものの経過観察を受けていた。そこで、要医療性の要件を満たすとして、原爆症認定の申請をしたが、これを却下されたため、その取消し等を求めている。

令和元年(行)第２１９号

上告人は、被爆者である。上告人は、放射線白内障に罹患し、カリーユニ点眼液の処方に伴う経過観察を受けていた。そこで、要医療性の要件を満たすとして、原爆症認定の申請をしたが、これを却下されたため、その取消しを求めている。

〔参考〕原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律１０条

厚生労働大臣は、原子爆弾の傷害作用に起因して負傷し、又は疾病にかかり、現に医療を要する状態にある被爆者に対し、必要な医療の給付を行う。ただし、当該負傷又は疾病が原子爆弾の放射能に起因するものでないときは、その者の治癒能力が原子爆弾の放射能の影響を受けているため現に医療を要する状態にある場合に限る。

２ 前項に規定する医療の給付の範囲は、次のとおりとする。

一 診察 二 薬剤又は治療材料の支給 三 医学的処置(中略)その他の治療並びに施術（以下略）

争点（全事件共通）

上記各被爆者が受けていた診療状況が要医療性の要件を満たすといえるか否か、である。

各原審の判断

平成３０年(行)第１９１号 原審は、被上告人が受けていた経過観察は、白内障の悪化が予想され、その悪化の状況に応じて手術を行うために実施されていたとみることができるから、治療を目的とする必要不可欠な行為であるとして、要医療性の要件を満たすとした。

平成３０年(行)第２１５号 原審は、経過観察が行われていれば要医療性の要件を満たすといえる上、被上告人の慢性甲状腺炎は様々な合併症等を生ずるおそれがあり、その発生の兆候の有無を見極める必要があるから、その経過観察は要医療性の要件を満たすとした。

令和元年(行)第２１９号 原審は、上告人の白内障は手術適応時期にあったとは認められず、また、カリーユニ点眼液を処方されていたとしても放射線白内障に対する治療が行われていたとはいえず、さらに、上告人の放射線白内障につき、再発や悪化の可能性が高い等の特段の事情があったともいえないとして、要医療性の要件を満たさないとした。